

## Q 息子が自転車で歩行者と衝突

先日、小学生の長男(8)が自転車で歩道を走り、歩いていた年配の女性と衝突してけがを負わせてしまいました。女性は転倒して足を骨折し、救急車で搬送されて入院しています。今後、親である私は、女性に対してどのような責任を負うことになるのでしょうか。

### 法律 相談室

自転車も、道路交通法上は「車両（軽車両）」ですから、法律の規制を受けます。標識がある場合などを除き、原則として歩道を行することはできず、車道の左端を通行しなければなりませんし、もちろん酒気帯び運転も禁止です。

相談事例については、事

のケースにおいて、親権者が認定され、最終的に、親が被害者に対して損害賠償義務を負うことになります。

例えば、入院や通院に要した治療費や交通費、その間働けなかったことに対する休業損害の賠償や慰謝料

のケースにおいて、親権者の監督責任（民法714条）が認定され、最終的に、親が被害者に対して損害賠償義務を負うことになります。

たきりになってしまった自転車事故の裁判で、当時小学校5年生だった加害者の親に、9500万円もの支払いを命じる判決が出た。大きな話題になりました。

お子さんが自転車に乗る際には、交通ルールやマナーを守って安全運転をするよう、厳しく指導監督して

## 親が被害者へ賠償義務

故の様にもよりますが、歩道上で歩行者と衝突したのであれば、事故の責任の大部分は自転車側が負うことになる可能性が高いでしょう。ただ、一般的にお子さん自身はまだ法的な責任を判断する能力がないと考えられます。この場合、お子さんは賠償義務を負いませんが、ほとんど

支払いの義務があります。さらに、後遺症が残ってしまった場合には、その程度に応じて逸失利益（将来の収入が減少する分の補てん）や慰謝料を支払う義務も生じます。その総額は、

あげてください。また、万に備えて保険に加入しておくことも重要です。自体によっては、自転車購入時に保険の加入を義務付けようという動きも出てきています。ご家族の自動車保険などに、自転車事故の保険も付加されているかどうか、確認してみてください。

2013年7月には、被害者が頭蓋骨を骨折して寝

（回答＝徳吉完弁護士）



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆様の法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。